

# 神奈川県との災害協定書

社団法人神奈川県柔道整復師会

## 災害時の医療救護活動についての協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び神奈川県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、法、防災計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して次に掲げる範囲の協力を要請することができる。

(1) 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）

(2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲に協力するものとする。

3 乙が救護所等において行う応急救護は、救護所等の医師の指示により実施するものとする。

### （要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、口頭をもって行うことができる。

### （費用弁償等）

第4条 甲の要請に基づき、乙が協力のために要した次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 会員の派遣に要する経費

(2) 衛生材料等の提供使用に係る経費

(3) 協力によって会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

### （訓練）

第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年11月 1日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 岡崎 洋

乙 横浜市港北区新横浜3-23-11  
社団法人神奈川県柔道整復師会  
会 長 齋 川 治 利